管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二日

広島県人事委員会

委員長　船　木　孝　和

広島県人事委員会規則第二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第一（第一条関係） 組織 職 区分 （略） （略） （略） 警察本部 課長 三種 室長 隊長 所長 会計監査官 監察官 サイバーセキュリティ対策官 通信指令室 （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）	別表第一（第一条関係） 組織 職 区分 （略） （略） （略） 警察本部 課長 三種 室長 隊長 所長 会計監査官 総務事務統括官 監察官 サイバーセキュリティ対策官 通信指令室 （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）

附　則

この人事委員会規則は令和八年四月一日から施行する。